

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

2022年5月18日

2. 認定事業適応事業者の名称

京セラ株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

2022年4月～2025年3月

4. 認定事業適応計画の実施状況

(1) 事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

■本計画では、当社住宅用ESS（蓄電システム）向けリチウムイオン蓄電池の供給能力を高めることで国内のCO₂排出量削減に貢献することとしています。

この計画のうち、2022年度においては、既設ラインの改善を実施し前期比の1.5倍に生産能力を伸ばしております。

又、並行して増産する為の新規設備導入を進めておりますが、世界的な半導体不足等の理由により設備搬入時期が当初計画より6ヵ月程度遅延する見通しとなっています。

(2) 生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

■2021年5月よりクレイ型リチウムイオン蓄電池を搭載した住宅向け蓄電の本格的な生産を滋賀野洲工場で開始し、既存取引先のハウスメーカー・チェーン店への販売を開始しており、2022年度においては、通期販売実績を前期比3.6倍に向上させてまいります。今後も住宅用ESSの拡販、B to Bビジネス、産業用用途にも商品展開し、国内脱炭素化に貢献していきます。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

■部材価格高騰等の周辺環境の変化により厳しい採算状況となっておりますが、電池特性やシステム機能等の付加価値向上及び生産性向上により計画終了年度には経常利益計上に貢献することを目標としています。

(4) 実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

■2022年度においては、スタックセルライン改造装置、RDC安全対策装置、カートリッジバッファユニットを取得、事業供用し、既存ラインの生産性向上、安定稼働に寄与しています。当該資産の取得においては、カーボンニュートラル投資促進税制の適用を受けました。世界的な半導体不足等の影響を受け、2022年9月に取得を予定していた負極スラリー工程設備改造装置等の資産の取得・事業供用が当初計画に対して6ヶ月程度遅延する見込みです。なお、正極原材料製造装置や負極原料製造装置等の設備については、カーボンニュートラル投資促進税制適用の他、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金を併用申請しており、事業期間を6ヶ月延長する申請を進めています。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 認定事業適応計画の実施状況は、この公表の時までに実施された事業適応に係る事業の達成状況及び数値目標の達成状況（認定事業適応計画に記載したもの用いる。）を記載する。